

一般社団法人京都府マンション管理士会

会 員 規 程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人京都府マンション管理士会(以下「本会」という。)定款第8条~第14条に基づく会員の入会並びに退会に関しては、この会員規程によるものとする。

(入会資格)

第2条 本会への入会資格は、定款第8条に基づき、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、京都府及びその近隣府県に在住又は活動拠点を有するマンション管理士で本会の目的に賛同する個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人とする。

(入会方法)

第3条 本会への入会方法は、定款第9条に基づき、次のとおりとする。

- (1) 会員は、正会員用入会申込書(別紙様式1)及び会員名簿登録簿(別紙様式3)並びにマンション管理士登録書写しを総務委員長に提出し、会費と入会金を納入しなければならない。
- (2) 賛助会員は、賛助会員用入会申込書(別紙様式2)を総務委員長に提出し、会費と入会金を納入しなければならない。

(入会通知)

第4条 定款第9条による入会承認を得た者に対しては、入会承認のお知らせ(別紙様式4)をもって通知する。

(入会金)

第5条 定款第10条に定める入会金は、社員総会決議に基づき、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

(会費等)

第6条 定款第10条に定める会費は、社員総会決議に基づき、次のとおりとする。

- (1) 正会員 12,000円/年
- (2) 賛助会員 12,000円/年

2 前項の規定にかかわらず、入会初年度の会費は、入会を承認された月から3月末までを月割り計算で算出した額とする。

(会費等の不返還)

第7条 既納の入会金・会費等は、事情の如何を問わず返還しないものとする。

(会費等の納入方法)

第8条 入会金・会費の納入方法は、本会指定の口座への振り込みを原則とし、会費については、1年分を4月30日までに一括前納するものとする。

本会指定の口座 京都銀行 四条支店 普通預金

口座番号 4088195

口座名義 一般社団法人京都府マンション管理士会

(注意・懲戒)

第9条 会員の注意・懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 役職の解任
- (4) 会員資格停止
- (5) 除名処分効力発生までの会員資格停止
- (6) 期限付き会員資格の一時停止
- (7) 除名

(注意・懲戒の手続き)

第10条 会員が前条の注意・懲戒処分に該当する事実のあるときは、綱紀監察委員会を設置し、事実を審査させるものとする。

- 2 綱紀監察委員会は、前項の審査が終了したときは、ただちに理事会に審査資料を添付して報告しなければならない。
- 3 理事会において審議するときは、被懲戒処分に文書・口頭のいずれかによって弁明の機会を与えるものとする。ただし、その本人の所在が明らかでないとき、或いはこれを拒否又は放棄したときはこの限りでない。

(注意・懲戒処分)

第11条 理事会がその事実を審議し、注意・懲戒処分に付することを妥当と認めるときは、その事実の程度により、本規程第9条に定める注意・懲戒処분을議決する。但し、懲戒のうち役職の解任と除名は、理事会の議を経て総会に提案するものとする。

- 2 理事会が、前項の注意・懲戒処분을議決したときは、その処分の内容を直ちに本人に通知しなければならない。但し、役職の解任と除名は、総会の決議を経て本人に通知するものとする。
- 3 理事会は、その処分の内容を議事録に掲載し、会員に公開するものとする。

(資格喪失日)

第12条 定款第13条に掲げる資格喪失確定日は、次のとおりとする。

- (1) 退会届(別紙様式5)を提出し、受理された日
- (2) 定款第13条1号・2号の場合は、会員の一人がその事実を知った日

(3) 定款第13条3号の場合は、会費が4月30日までに未納の時、5月から7月末までの3ヶ月間、納入につき催告をし、なお納入のないときは8月1日付。ただし、理事会が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

(除名による資格喪失日)

第13条 定款第12条に掲げる資格喪失確定日は、総会にて除名の決議をされた日とする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うことが出来る。ただし、総会決議が必要なものは、総会決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年3月25日から施行する。

(平成22年3月25日臨時総会において制定)